(案)

「平成 25 年統計法施行状況に関する審議結果報告書」への対応の方向性について

人口動態統計における「(ii)確認内容に対する評価と今後の取組の方向性」

ア 提供情報の充実について

佐供情報の允美について			
No.	今後の取組の方向性	対応の方向性	
1	・ 社会・経済状況の変化等に対応し、集計の充実を	集計表の充実にあたっては、市区町村別の外国人統計に限定せず、	
	図ってきたことについては高く評価できる。	┃集計表全般について様々な方面から幅広い意見を聴取するため、平成┃	
	· 今後の 集計の充実 に向けては、政策部局や専門家	28 年 8 月 22 日から同年 10 月 21 日までの 2 ヶ月間、厚生労働省ホー	
	の意見を聴取することも検討していることは評価	┃ムページにおいて追加作成する統計表の募集を行うと共に、政府統計┃	
	できるが、その際、 <u>可能な限り様々な方面から幅広</u>	の総合窓口(e-Stat)のお知らせ「各府省から」に厚生労働省で追加	
	<u>い意見を聴取することに留意が必要</u> である。特に、	統計表を募集していることを掲載し周知を行った。	
	<u>市区町村別の外国人統計の充実</u> については、例えば	4件の応募があったが、利用ニーズ等の観点から作成の可否を検討	
	外国人が一定規模以上の市区町村において匿名性	┃した結果、1表を追加し、平成 28 年確定数公表と同時に政府統計の┃	
	にも配慮しながら集計・公表する等、前向きに検討	総合窓口 e-Stat に掲載する予定。	
	を進めていく必要がある。	┃ また、月報において、出生数動向の分析に利用するため平成 29 年 ┃	
		1月分の月報(概数)から2表を追加する予定。	
		(資料2-3参照)	
		┃ なお、外国人統計については、都道府県と、特別区・指定都市の 21 ┃	
		│大都市別は既に集計している。市区町村別に集計可能か平成 27 年人 │	
		┃口動態調査の出生数・死亡数の分布から検証を行ったところ、人口 50 ┃	
		┃万人以上の人口規模がある指定都市でさえ外国人の発生件数が 10 未 ┃	
		┃満の市があり、それより小さい人口規模では秘匿性の観点からも現状 ┃	
		では適さないと判断した。	
		(資料2-4参照)	
2	また、 調査票情報の二次利用 についても、提供内	調査票情報の二次利用にあたり、調査実施部局として利便性の向上	
	容の充実や提供方法の利便性を向上する方向で検	を図るため提供方法を見直し、平成 30 年調査から実施を計画してい	
	討が進められていることは評価できるものの、この	る。	
	点においても <u>広く意見を聴取することに留意が必</u>	(資料2-5参照)	
	<u>要</u> である。		

No.	今後の取組の方向性	対応の方向性
3	· さらに、 人口動態特殊報告 については、これまで	今後3年間の予定テーマと公表時期を厚生労働省ホームページに
	の作成・公表実績を基に、周期を定めるとともに、	公表した。今後も引き続き利便性向上のために努めていく。
	<u>次回の予定テーマを公表</u> することなどにより、統計	
	利用者の利便性の向上に努めることが必要である。	
4	・ なお、より幅広い分析等の活用の観点から 調査票	戸籍事務での個人番号の活用に向けた法務省の検討状況も踏まえ、
	へ個人IDを導入 することについては、調査票作成	情報収集に努めている。
	の基となる戸籍事務へのマイナンバーの導入の検	
	<u>討状況を注視</u> しつつ、今後の取扱いを検討すること	
	が必要である。	

イ 作成方法の効率化等について

No.	今後の取組の方向性	検討状況
5	・ 調査方法については、 オンライン報告システム を	費用対効果及び情報セキュリティ対策を踏まえ、機会をとらえて、
	整備し、そのオンライン報告率が 95%となってい	作成事務の効率化に向けた機能追加・改修を行っていきたい。
	る現状は評価できる。	
	・ 引き続き、 <u>更なる作成事務の効率化に向けたシス</u>	
	<u>テムの機能追加・改修</u> に取り組むことが期待され	
	る。	